

議案第 128 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年（2017 年）11 月 17 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市一般事務手数料条例（平成 22 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に、「別表第 4」を「別表第 5」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づく事務について別表第 4 に定める手数料をその申請する者から徴収する。

第 3 条から第 5 条までの規定中「別表第 4」を「別表第 5」に改める。

別表第 4 を別表第 5 とし、別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4（第 2 条関係）

名称	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1) 指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	介護保険法第 78 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域内にある場合に限る。次項において同じ。）に対する審査	1 件につき 20,000 円 （地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業に係る事業者にあつては、1 件につき 30,000 円）
(2) 指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	介護保険法第 78 条の 12 の規定により読み替えて準用する同法第 70 条の 2 第 4 項において準用する同法第 78 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対す	1 件につき 10,000 円 （地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業に係る事業者にあつては、1 件につき 15,000 円）

	る審査	
(3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域内にある場合に限る。次項において同じ。）に対する審査	1件につき14,000円
(4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	介護保険法第115条の21の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき7,000円
(5) 指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定申請手数料	介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく第1号事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業に限る。次項において同じ。）に係る指定事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域内にある場合に限る。次項において同じ。）に対する審査	1件につき14,000円
(6) 指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定	介護保険法第115条の45の6第4項の規定において準用する同法第115条の45の5第1項の規定に基づく第1号事業に係る指定事業者の指定の更新の申請に対す	1件につき7,000円

更新申請手数料	る審査	
---------	-----	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第4の規定は、平成30年4月1日以後の申請に係る手数料について適用する。